

## 所得制限限度額表

重度心身障害者

(単位：千円)

扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人	5人
本人	～R7.7.31	3,954	4,334	4,714	5,094	5,474	5,854
	R7.8.1～	4,011	4,391	4,771	5,151	5,531	5,911
扶養義務者等		6,637	6,886	7,099	7,312	7,525	7,738

(所得制限限度額の加算額)

1 本人の所得判定の場合

- ① 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 10万円
- ② 特定扶養親族1人につき 25万円

2 扶養義務者の所得判定の場合

老人扶養親族1人につき 6万円

(所得から控除する額)

雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額

社会保険料控除(本人は全額、扶養義務者は一律8万円)

障害者控除(1人27万円(重度本人は控除無し))、特別障害者控除(1人40万円(重度本人は控除無し))

寡婦(夫)控除(27万円)、ひとり親控除(35万円)、勤労学生控除(27万円)

肉用牛の売却による事業所得の免除、公共用地取得による土地代金等に係る特別控除

※給与所得及び公的年金等に係る所得については、所得金額の合計から10万円を差し引いた額で判定します。